

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする修繕に関する請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行を契約書記載の履行期限内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、履行方法その他成果物を完成するために必要な一切の手段（以下「履行方法」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めることができる。
 - 4 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによるものとする。
 - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 11 この契約の履行に係る経費は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

(秘密の保持)

- 第2条 受注者は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、鹿沼市個人情報保護条例（平成10年鹿沼市条例第28号）を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 3 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及びこの契約の履行を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、若しくは複製させ、又は譲渡してはならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（定額てん補特約を付したものに限り。）
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」とい

う。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第36条の第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は業務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者に承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第5条 受注者は、契約の履行の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(担当職員)

第7条 発注者は、担当職員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも同様とする。

- 2 担当職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて担当職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対するこの契約の履行に関する指示
 - (2) この約款及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

(4) この契約の履行の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

- 3 発注者は、2人以上の担当職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつては、それぞれの担当職員の有する権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく担当職員の指示又は承諾は、原則として、書面をもってこれを行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の提出は、担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、担当職員に到達した日をもって到達したものとみなす。

(業務責任者)

第8条 受注者は、この契約の履行上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、この契約の履行の管理及び統轄を行うほか、契約金額の変更、履行期限の変更、契約金額の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第9条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(業務責任者等に関する措置要求)

- 第10条 発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第5条の規定により受注者からこの契約の履行を委任され、若しくは請け負った者がその契約の履行の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、担当職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を受注者に通知しなければならない。

(貸与品等)

- 第11条 発注者が受注者へ貸与し、又は支給するこの契約の履行に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能は、設計図書に定めるところによるものとし、引渡場所及び引渡時期は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行の完了、設計図書の変更等によって不要となった貸与品等を甲に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等は滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と契約の履行内容が一致しない場合の補修義務)

第12条 受注者は、この契約の履行内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、担当職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第13条 受注者は、この契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに担当職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (2) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (3) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (4) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 担当職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後、速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の調査の結果により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要あると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約の履行の中止)

第15条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約の履行の中止内容を受注者に通知して、この契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者がこの契約の履行の続行に備えこの契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第15条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間そ

の他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第16条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までにこの契約の履行を完了することができないことが明らかになったときは、その事由を明示して、発注者に履行期限の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期限の短縮等)

第17条 発注者は、特別の理由により履行期限を短縮する必要があるときは、履行期限の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期限を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期限に満たない履行期限への変更を受注者に請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期限の変更方法)

第18条 履行期限の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(契約金額の変更方法等)

第19条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(経済変動に基づく契約内容の変更)

第20条 履行期限内に、日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者と受注者とが協議の上、契約金額又はこの契約の履行内容を変更することができる。

(臨機の措置)

第21条 受注者は、災害防止又は盗難防止等（以下「災害防止」という。）のため特に必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ発注者又は担当職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者又は担当職員に直ちに通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者は、直ちに口頭にて報告し、後日通知することができる。

3 発注者又は担当職員は、災害防止その他この契約の履行上、特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第22条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他この契約の履行を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担とする。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第23条 この契約の履行を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他この契約の履行を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(契約金額の変更に代える設計図書の変更)

第24条 発注者は、第6条、第12条から第15条まで、第17条、第20条から第22条まで又は第27条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(検査及び引渡し)

第25条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、直ちに発注者に対して、検査の請求をしなければならない。

2 発注者は、前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、検査を行わなければならない。

3 検査に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

4 第2項の完了検査に合格したときをもって、成果物の引渡しを完了したものとする。この場合において、成果物が受注者の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより発注者に移転する。

5 受注者は、第2項の完了検査に合格しない場合において、発注者が期限を指定して修補を請求したときは、直ちにこれを完了しなければならない。この場合において、修補が完了したときは、第2項及び前項の規定を準用する。

6 前項の修補が指定した期限内に完了しないとき又はその検査に合格しないときは、発注者は、履行期限経過後の日数に応じ、受注者から遅延違約金を徴収する。この場合においては、第34条第1項及び同条第2項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

第26条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に、契約代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経

過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における成果物の使用）

第27条 発注者は、第25条第4項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第28条 受注者は、公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の履行期限を保証期限とする保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、前金払申請書により契約金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、前払金は、市長が特に認める場合を除き1億円を限度とする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内にこれを支払わなければならない。
- 3 受注者は、前払金をこの契約の履行のための材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この契約の履行において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第29条 受注者は、この契約の履行の完了前に、設計図書で部分払の支払を約した場合においては、履行部分に相応する契約金額相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、当該履行部分を他の部分から切り離して引渡しを受けることができる場合にあつては、設計図書に別に定める額を請求することができる。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る履行部分の検査を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、同項の検査を完了しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の検査に合格したときは、部分払いを請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、設計図書に別に定めた場合を除き、次の式により算定する。この場合において第1項の契約金相当額は、発注者が定める。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の契約金額相当額} \times \left(9 / 10 - \text{前払金額} / \text{契約金額} \right)$$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中の「契約金額相当額」とあるのは「契約金額相当額からすでに部分払の対象となった契約金額相当額を控除した額」とするものとする。
- 8 第1項の規定により支払の対象となった履行部分が受注者の所有に属するときは、その所有権は、

支払により受注者から発注者に移転する。ただし、成果物全部の引渡し完了までの保管は、受注者の責任とし成果物全部の引渡しまでに生じた損害については、第22条及び第23条の規定を準用する。

(部分引渡し)

第30条 成果物について、発注者が設計図書において、この契約の履行の完了に先だつて引渡しを受けべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分のこの契約の履行が完了したときは、第25条中「この契約の履行」とあるのは「指定部分に係るこの契約の履行」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と読み替えて、この規定を準用する。

(第三者による代理受領)

第31条 受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第26条又は第29条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する契約の履行の中止)

第32条 受注者は、発注者が第28条又は第29条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、この契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示して、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者がこの契約の履行を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第33条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引き渡しによる履行を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第34条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限までにこの契約の履行を完了することができない場合においては、発注者は、遅延違約金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、契約金額から第29条の規定による部分払に係る契約金額を控除した額につき遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下同じ。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第26条又は第29条の規定による支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の任意解除権)

第35条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第35条の3又は第36条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第35条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第5条の規定に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第35条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができなとき。
- (4) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第38条又は第38条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。本条及び次条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（談合その他の不正行為に係る発注者の解除権）

第36条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。また、発注者は、受注者が発注者を当事者とする他の契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときも、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(同法第77条の規定により、公正取引委員会の審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (2) 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第62条第1項の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定(執行猶予の場合を含む。以下同じ。)したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第36条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1)前2条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2)受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の責務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1)受注者について、破産法（平成16年法律第75号）に規定により選任された破産管財人
 - (2)受注者について、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3)受注者について、民事再生法（平成14年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第35条の3第1号から第8号までの規定により、この契約が解除された場合において第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保を持って第1項の違約金に充当することが出来る。
- 4 契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の10分の1に満たないときは、受注者は、契約金額の10分の1相当額又は不足額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において検査に合格した履行部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

第37条 削除

（受注者の催告による解除権）

第38条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第38条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1)第14条の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2)第15条の規定によるこの契約の履行の中止期間が契約期間の2分の1（契約期間の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止がこの契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分のこの契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3)発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

（解除に伴う措置）

第39条 発注者は、契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、当該履行部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、第28条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第29条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項前段の履行部分に相応する契約代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第35条、第35条の2、第35条の3、第36条又は第36条の2第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の利息を付した額を、解除が第38条又は前

条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、契約が解除された場合において、履行場所等に受注者が所有又は管理する物件があるときは、受注者は当該物件を撤去するとともに、履行場所等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 6 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第35条、第35条の2、第35条の3、第36条又は第36条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、第38条又は前条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第40条 受注者が、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は発注者の請求に基づき、契約代金額（契約代金に変更があつた場合には、変更後の契約代金額）の10分の2に相当する額を賠償金として支払わなければならない。修繕が完了した後も同様とする。ただし、発注者が特に認めるときは、この限りではない。

- (1) 受注者が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行なわれたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行なわれていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令または排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行なわれたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第41条 発注者は、この契約に関して、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(補則)

第42条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。